

豊後国東郷と諸富名について

——二 豊 荘 園 の 研 究 (四) ——

渡 辺 澄 夫

目 次

- はじめに
- 一 国京郡六郷の概観
- 二 国東郡の字佐宮領化
- 三 国東郷の支配機構と内部構造
 - (1) 領家 職
 - (2) 地頭 職
 - (3) 名主職・小地頭職

(4) 諸富名について

- (イ) 諸富名と紀氏
- (ロ) 諸富名の所在
 - (ハ) 門田と公田雑免
 - (ニ) 本在家・脇在家・作島
- 四 南北朝・室町期の国東郷と大友田原氏

— 結びにかえて —

はじめに

豊後国国東郷は国東郡の一郷で、近時「在家」の研究について知られた志賀文書弘長参(一二六三)年正月廿五日の沙弥西秀讓状に見える諸富名のあった所である。本稿は二豊荘園の個別的研究の一節として、同郷の支配機構を中心として

在地領主の動向をも考察しようとするものであるが、はしなくも、右の諸富名の所在・名主家・名の内部構造等についても現地調査を余儀なくされた。当郷は国衙領であると同時に領家が存在するという荘公二重の性格を有するが、史料の欠失している今日、そうした関係の解剖も極めて不充分で、肝

心の諸富名の在家についても殆んど新しい知見を加えることの出来なかつたことは遺憾であるが、現地人としての実地踏査の記録はなお若干の参考とはなり得よう。

以下調査の結果について、一応の報告を試みることにする。

一 国東郡六郷の概観

国東郡は豊後国の東北端の国東半島一帯で、同国中歴史は最も古く、六郷満山を中心とする宇佐文化が栄え、古文書や文化財・民間伝承等に恵まれた地域として注目されつつある。周防灘に突出した半島部を占めるので、中世には浦部衆と呼ばれる岐部・櫛来・荒木・竹田津・吉弘・富来・萱島・溝部・津崎・伊美寄合中・姫島寄合中等の諸衆がいて海上にも活躍した。⁽¹⁾

記紀には国前臣・国前臣祖菟名手等の名が見え、国造本紀⁽²⁾

には、成務天皇の御世に吉備都命六世の牟佐自命が国前国造に定め賜わったとあるので、古くは一国をなして国造の治下にあつたことが判る。風土記に景行天皇が国崎郡と名づけたとあるのは信じ難く、豊後国の一郡として国崎郡とよばれる

ようになったのは大化改新の際であろう。

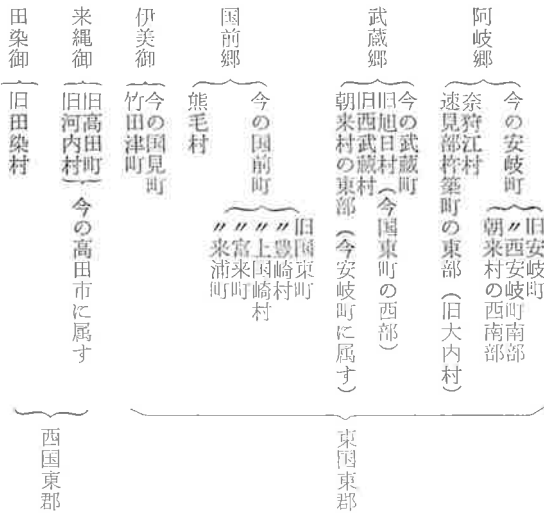
風土記には「郷六所^{六里一十}」とあり、伊美郷だけが見える

が、和名抄にはじめて武蔵・来繩・国前・由柴・阿岐・津守^(田)

・伊美の七郷が記されている。ただしこのうち津守郷は、大分郡のそのの混入である。平安末期から中世にかけて宇佐弥勒寺の末寺を六郷山ないし六郷満山とよぶのは、この六郷に散在する諸寺院のことで、この地方特有の国東塔や板碑・石仏・富貴寺・真木大堂等の建築・彫刻は六郷満山を中心としたものである。来繩郷の若八幡・田染郷の田染八幡・田原府の元宮八幡(田染郷)・安岐郷の奈多八幡・武蔵郷の椿八幡・国東郷の櫻八幡・伊美郷の別宮八幡等の八幡神の多いのも宇佐宮(及び石清水)との関係からである。六郷中国東郷を除いて他の五郷がすべて宇佐の所領となつたからで、半島の文化は荘園問題を解明せずに理解することは困難である。

六郷の範囲は、半島の中心をなす双子山を中心として四方に放射状に流れる河川の谷を数条宛含む状態に分割されてきたようである。しかし弘安凶田帳には田染郷に櫛来浦(伊美郷か)を入れ、草地荘に竹田津(伊美郷)、白野荘に岐部浦・姫島(豊後国志は国東郷とす)を属する等の混乱があり、⁽⁴⁾

豊後国志の郷・荘の範囲にもなお疑問の所があるので、今これを早急に決定することは困難である。畏友佐藤四信氏の近著「豊後風土記之研究」の考説を要約すれば、



の通りである。(5) 現国東町に属する旧旭日村を武蔵郷に入れたのは、凶田帳に武蔵郷重藤名八町とするのが旭日村の重藤に 当ると考えられるので妥当であり、旧熊毛村を国東郷に入れ

たのも、石清水文書に「伊美庄并岐部浦合七十丁」とある所からすれば伊美郷に属したかと考えられるが、岐部文書や今富文書に大熊毛浦を明らかに国東郷に含めているので、豊後国志や佐藤氏の説に従うべきであろう。なお速見郡杵築町(杵築市)の東部の旧大内村を阿岐郷に(のち杵築町に編入された)復し、西河内村を来繩郷に含めたのも正しいようである。ただ旧熊毛村を国東郷に入れながら、国見町(熊毛村を含む)を伊美郷としたのは、熊毛村は右の両郷に属することになり混乱する。現に氏は巻末の附図には、熊毛村は伊美郷に含めている。あるいは、町村合併途上の混乱であろうか。

さて、以上佐藤氏の区画した郷内には、なお国東郡内で残された所が相当にある。即ち田原・都甲・草地・真玉・白野・香地の一別符五荘の地がこれで、氏はこれについて次のような解釈を下している。

以上六郷に含まれない地域は、少なくとも和名抄の頃までは山間僻地であったので、郷制が施されなかったものとして解され、その後田原・都甲・草地・真玉・白野・香地の六荘が置かれたのである。

大分郡在隈郷勝津留は、在隈郷とありながら承保四（一〇七七）年ごろまで「判太・笠和・在隈三箇郷境」とある如く、⁽⁹⁾河尻の空闲地として郷の所屬が明瞭を欠いたかと思われる事實があるので、山間の荒野の帰屬が明瞭を欠いたことは考え得るが、以上のような広大な土地に郷制が施こされなかったとは到底考えられない。筆者の研究では、別符は郷・荘内の地が申請によって開發され別納的形態を認められた場合に成立するものと考えられるので、⁽¹⁰⁾田原別符は田染荘の別符であり、従って当然これは田染郷に属したものとすべきである。都甲・草地・真玉・白野・香地の五荘については、佐藤氏は前記の本文にもかかわらず附図では来縄郷に含めているが、果してそうであるかは疑問がある。もしそのようにすれば、伊美郷の範圍が余りに狭小になり過ぎる難点がある。今後の検討が必要である。

なお元田染村（高田市）富貴寺の文和二（一三五三）年の棟札によれば、「大日本国豊後州早見郡落邨阿弥陀堂」と記され、⁽¹¹⁾落村の附近が速見郡に属したかと考えられる節がある。これが事実であるとすれば、田染郷と速見郡の境界線も訂正を要することになるのである。

註(1)大分県史料第十卷岐部文書等参照。

(2)古事記中卷孝靈天皇条。

(3)景行紀十二年条。

(4)森春樹本図田帳（史料編纂所影写本）では田染郷に連記する橋来浦・大田原浦、草地荘の竹田津、白野荘の終りの岐部浦・姫島は、前後行の高低がない（同本は郡名の外は皆高さ同じ）ので、これらは前の郷・荘中に含まれると見るべきではなく、それと対等する一所と見れば、必ずしも混乱ではない。何となれば、橋来浦の如きは、別に「別符」とあるからである。

(5)佐藤氏著二七七頁。

(6)石清水文書二、四三二「弥勒寺喜多院所領注進（大日本古文書家わけ第四）。

(7)大分県史料第十卷所收岐部文書。同宮永氏影写文書一、号豊後国東郷大工職注文写。

(8)河野清美氏著國東半島史三三二—三三頁。

(9)宇佐大鏡勝津留条。

(10)拙稿荘園時代の別府（大分県地方史十一—二合輯号）。なおこれについては、近く再論する考えである。

(11)同寺蔵。今日この棟札は判読しにくい部分があるが、同寺蔵大堂記（大分県史料十卷所收富貴寺文書）に、この棟札の写しが

豊後国東郡と諸富名について

ある。ただし江戸時代の同寺文書には、「国崎郡落村」とある
ので、江戸時代は国崎郡に属したことは間違いない。

二 国東郡の宇佐宮領化

宇佐八幡が所領を得たはじめは天平十二(七四〇)年で、

同年の藤原広嗣の乱の奉養に封戸二〇戸が寄進され、ついで

同十八(七四六)年聖武天皇の病氣平癒祈願に四〇〇戸と水

田二〇町、天平勝宝元(七四九)年に二〇戸、翌年さらに大

仏鑄造の黄金出現の神告の功により大神に八〇〇戸、位田八

〇町、比売神に六〇〇戸と位田六〇町が寄せられた。しかし

この中の封戸は、神託によって天平勝宝七(七五七)年政府

に返納したが、のち(天平神護二二七六六年)比売神封戸六

〇戸を復し、さらに天慶乱の奉謝に三〇戸(二五戸か)が与

えられ、加封一五戸と合せて六四〇戸の封戸は「三國七郡御

封」と呼ばれ、宇佐宮の根本神領の重要部分を形成した。⁽¹⁾ 国

東郡の宇佐宮領化は、この封戸と前記の位田等の荘園化した

ものであるから、これらについて説明しなければならない。

先ず封戸の分布を宇佐大鏡によって示せば、次の通りであ
る。

三國	七郡	豊前	四一〇戸	上毛郡 下毛郡 宇佐郡	二一〇〇〇戸	大野郷 野中郷 封戸郷 向野郷 高野郷 郷・辛島郷 葛原郷
		豊後	一五戸	大野郡	五〇	緒方荘(緒方郷)
		日向	一五戸	国東郡	六五	安岐郷・武蔵郷・来繩郷
		日向	一五戸	児湯郡	五〇	宮崎荘(宮崎郷)
		日向	一五戸	白杵郡	六五	白杵荘
		三國	六四〇	十郷三箇荘		

三國七郡にまたがる封戸のうち、豊後国には一一五戸で、そ
の約半分に当たる五〇戸は大野郡緒方郷にあり、残りの六五戸
が国東郡の安岐・武蔵・来繩の三郷にあった。ただし六五戸
の三郷に対する配分は明瞭でない。

この史料について注意すべきは、豊前国の封戸は上毛・下
毛のおの一〇〇戸となっているが、その所在を示す大家・
野仲両郷ともに和名抄以下現在に至るまで下毛郡に属してい
ることである。宇佐大鏡には「上毛大家郷」と附箋を附して
いるが、右のごとく下毛郡である。これは「十郷三箇荘」と
称し、三郷はすでに荘園化し、十郷も御封田として田数を記
し、佃・用作・余田(治田)等をも注している所から見れば、

前述の封戸から荘園に転化した頃のものを記したものであることは明らかである。従つて右のような喰い違いは、封戸から荘園に転化する時生じたもので、上毛郡の何れかの郷にあった封戸が国衙領に便補される際、下毛郡の大家郷として与えられたものであろう。日向児湯郡の五〇戸が宮崎荘であるとするのも、宮崎荘が宮崎郡にあるのと一致しないのであつて、これも児湯郡から宮崎郡に便補されたものとすれば解釈がつく。何れにしても、こうした封戸の便補によつて安岐・武蔵・来縄の三郷も、郷そのものが宇佐宮領化したのである。三郷の封戸は合せて六五戸であつたので、封戸時代は郷の全戸が給与されたものでなかつたが、恐らく国司の封戸納物の緩急等のことがあつて、全郷が便補されたものであろう。ただし、来縄郷には別に弥勒寺領都甲荘・草地荘等が成立するので、全郷ではなかつたと解すべきであらう。

以上の封戸に対し、位田の所在は明らかでない。なおこの外に、御供田・御料所と呼ばれる田地が寄進されていたが、これらはのち「本御荘」と称する十八カ所の荘園となつた。⁽³⁾

ついでにその全体を掲げると、豊前国六カ所（新開・角田・津隈・貫・到津・勾金荘）、筑前二カ所（^(イ)綱別・椿荘）、筑後

四カ所（小家・守部・小河荘、別に小家荘十六丁・小河荘十丁・御深荘六丁を合して一所とする）、肥前国四カ所（^(田)米多・赤自・大楊・大町荘）、及び豊後国二カ所（田染・石垣荘）である。元来位田・御供田・御油料所等は各郡に散在していたものであるが、国使入部検田の際、公田を封田と称し、御封田を公田と号する等の混乱が起り、公損と神事緩急の二つの立場から、各地域ごとに一円的な神領にまとめるため、御封田と国領と相博（交換）して荘としたものである。

豊後国二荘のうち、田染荘が国東郡田染郷にあることはいうまでもなく、当荘の荘園化は少なくとも長治元（一一〇四）年以前であることは疑いなく、⁽⁴⁾豊前国到津荘が寛弘四（一一〇七）年の立券であることからすれば、⁽⁵⁾さらに時代はさかのぼるであらう。田原別符は天喜三（一一五五）年、紀季兼が宇佐大宮司公則に申請して外題判を得、それによつて彼が開発し半不輪領となり、保元元（一一五六）年に豊後国司時光が宇佐遷宮の国役を緩急したため、速見郡朝見郷とともに不輪神領となつたものである。^(後述)季兼が大宮司に申請して開発したというのは、同所がすでに宇佐宮領となつていたからでなくてはならず、恐らくすでに田染荘が成立していたか、

でなければ田染郷のまま宇佐宮の半不輪領となっていたものと思われる。即ち、田原別符⁽⁷⁾というのは、田染荘（ないし田染郷）の別符という意味に外ならないのである。なお既述凶田帳の田染郷（荘とするのが正しい）の次に連記してある櫛来浦・大田原浦も、大鏡には常見名田（各所に散在する小規模な治開田）の中に大田原別符・櫛来別符として同宮の半不輪領であることを記している。大田原別符の所在地は今日不明であるが、櫛来別符は元来伊美郷内であったはずである。国半不輪領とあるので、櫛来別符は伊美郷が国領であった時代に、国司に申請して開発され宇佐宮領（半不輪）となったものであろう。前にも注記した通り、両者ともに別符とある以上、これは田染郷（荘）とは別で、これと対立するものであることがわかる。

さて以上の宇佐宮領に対し、半島西北部の伊美郷（荘とも見える）并に岐部浦・香地荘・真玉荘・白野荘・草地荘・都甲荘・姫島島・竹田津荘等が、すべて宇佐弥勒寺領となっていることは極めて興味ある事実である。これらの諸荘については、都甲荘は平安末期頃左近大夫経俊が開発し山香郷司大神貞正が掣となって地頭職を継承したことが知られる以外、

荘の成立や弥勒寺領化の過程を知り得るものはない。弥勒寺との位置的関係から見れば、この地方に国家から寄せられた寺田や料所が存在したことが考えられ、その他各地に散在した寺田等が宇佐宮領の場合のごとく相博・便補によって一円化される場合、この地方に集約立券されたものであろうか。これらの詳細については、今後の個別研究を俟たねばならない。

このようにして、国東六郷のうち五郷までは、平安時代末期ごろまでに宇佐八幡および神宮寺である弥勒寺の所領となり、国東郡はあたかも神郡たるの観を呈したのである。ただ国領として残されたものは国東郷だけで、ここに同郷の特殊性がある。

註(1)宇佐大鏡。国史辞典・日本歴史大辞典宇佐八幡宮領の条参照。

(2)大家郷が下毛郡であって、上毛郡ではない理由は本文に述べる。

(3)宇佐大鏡「本御荘十八箇所」条。

(4)長寛三年五月 日関白藤原家下文（平安遺文第七卷所收宇佐文書）。

(5)宇佐大鏡到津莊条。

(6)宇佐本及び史料影写本（森春樹本）・続群書類従本豊後国凶田

帳には、香地莊・草地莊・竹田津（莊）等が弥勒寺領であることと記述がない。しかし三浦本・平林本には弥勒寺領と記し、石清水文書二、四三二弥勒寺喜多院所領注進（大日本史料家わけ第四）にも同寺領としているので、前者の脱落と解すべきである。

(7) 大分県史料第九卷所收掃中文書。

三 国東郷の支配機構と内部構造

国東六郷中の五郷まで宇佐宮関係の所領となったのに、どうして国東郷だけが宇佐宮領化せず国領として残存したかはすこぶる興味ある問題である。これについては、先づ国東郡の郡衙の所在地を考える必要がある。

前記佐藤氏の研究によれば、氏は卷末附図には国東郡の郡家を来繩郷（豊後高田市附近）に比定している。風土記の地名の所在を示す方角の基点をなす「郡」が、郡家を意味するものであるとの考えに立脚したものとと思われるが、同書には「伊美の郷あり郡の北に」とあるのが唯一の方角指示の記述であるから、これに従えば来繩郷は一応その条件に合するが、同郷だけが条件にかなう唯一のものではない。当時の方角が必ずしも厳密なものではない以上、伊美郷から南にある五郷

はすべてこの条件に適するともい得るのである。太宰管内志では、国東郷を郡家の所在地に比定している。⁽²⁾郷名から推定したものとされるが、その位置や郷の大きさ、地形及び条里制の遺構等から考えて、私は管内志の説を採りたい。⁽³⁾

国東郷が唯一の国領として存続する重要な原因は、この郡衙の所在地であったことによるものと考えられる。国府所在地である大分郡荏限郷がのちまで国領であり、それに近接した笠和郷・判太郷も同様である。⁽⁴⁾国衙所在地附近は在庁官人の支配権が及び易かったため、最後まで国衙領として存続したごとく、郡衙所在地もまた同様の条件下に置かれ易かったものと思われる。

国東郷の国衙領としての性格は、弘安（一二八五）凶田帳に国領とあるのは周知の通りであり、乾元二（一三〇三）年には在国司沙弥行念が一宮由原宮の生石浜放生会役を当郷に徴しており、⁽⁵⁾正慶元（一三三二）年の同宮年中行事次第にも、当郷は国内国衙領や宮領とともに郷役を勤仕しているの⁽⁶⁾で、鎌倉末期まで存続したことはたしかである。爾後の詳細は不明であるが、南北朝期には大友氏が在国司職を帯し一宮（由原宮）の祭礼を施行するようになったので、次第に国衙

領もその所領化したのが、やはりその伝統は存し、文亀元（一五〇一）年頃までその形式は続いているようである。⁽⁷⁾

しかし、国東郷が完全に国衙領として存続したと考えるのは誤りである。既述の如く旧熊毛村が当郷内であったとすれば、これは岐部浦として早く弥勒寺領となつていたので、伊美郷に接した部分が切り離されて寺領化したことになる。なお残された部分も、国領としての反面、凶田帳によれば、

国領国東郷三百町 領家松殿二位中将御跡、地頭職信濃伊

勢入道殿而在、

と見え、領家があり、鎌倉御家人としての地頭が入部して莊園としての性格をも有している。こうした二重支配の体制は半不輸（一色不輸）ないし別納の形態であったかと思われ、⁽⁸⁾が明瞭でなく、⁽⁹⁾とくに国衙領としての支配形態や郡郷司等については、全く知り得ないのは遺憾である。従つてここには、領家職・地頭職・名主職等について、順次考察を進めることにする。

註(1)佐藤氏著豊後風土記之研究一七二頁。氏は井上道泰博士著豊後

風土記新考の説に依拠したのである。

(2)太宰管内志下豊後国国埼郡上。

(3)郷の太さは凶田帳では武蔵郷三百町・安岐郷三百町・来繩郷三百町・国東郷三百町で優劣がない。ただし来繩郷は莊の分立があつたので、元来は更に大であつたことになる。田染郷は田原別符（もと荒野）を合しても、百五十町余である。

国東郷の田深川の流域（安国寺遺跡附近）には、条里の遺構がある。南北朝初期大友田原氏が、田原別符の山中から当郷居塚城に本拠を移したこと、足利尊氏が安国寺を当郷に置いた（ただし尊氏が建てたかは不明）のも、これと無関係ではあるまい。

(4)豊後凶田帳。大分市史上巻国府時代参照。

(5)大分県史料第九巻栢原八幡宮文書五二号乾元二年八月拾五日在国司沙弥行念請文。国司が国役をもって由原宮の祭礼・神事を勤行したのは平安時代以来のことで、由原宮は平安末期には当国一宮となつている。

(6)同六六・六七号正慶元年正月十一日由原宮年中行事次第。

(7)同一四三号文亀元年十二月十三日由原宮遷宮等次第記。

(1) 領 家 職

国東郷の領家松殿というのは、藤原北家で、法性寺関白忠通の子基房に発する。彼がはじめて松殿と称し、その四男忠房が松殿をつぎ、文永十（一二七三）年に薨じている⁽¹⁾（正二位前。樞大納言）。

道長 (四代略) 忠通

近衛殿 基実

一流

松殿流 基房

基房

治承三十一 十五被止

忠

大納言

宝治元四 十出家

良嗣 侍従 二位中將

弘長三十一 出家本成

正応四 正廿九薨

七十

左大将 従一位
太政大臣 左大臣
撰政 関白

撰政号 松殿
又号 菩提院

寛喜三十二 廿八薨
八十七

その子良嗣は弘長三(一二六三)年十月非参議正二位右中將

を先途として出家し(年四十)、円信と号した(2)この頃の松

殿流に二位で中將であったものは良嗣以外にないから、国東

郷の領家松殿二位中將といふのは彼であろう。良嗣は正応四

(二二九一)年に死んでいるので、凶田帳の作成された弘安

八(二二八五)年にはまだ生存していたことになる。ここに

「跡而在」とあるのは、出家して跡職は子に譲ったが、本人

はまだ生存しているという意味かも知れない。

松殿家が当郷の領家職を得た時期やその事情等について

は、一切これを知る手がかりがない。忠通等からの家領の伝

領か、ないしは受領層を介しての寄進かと想像するが、今後

の検討を期することとする(4)

註(1)尊卑分脈。

(2)公御補任。尊卑分脈に法名を本成とするのは誤りであろう。

(3)尊卑分脈。

(4)現国東町上国東地区見地に、小松内大臣平重盛を祀る小松神社がある。同町豊崎地区横手泉福寺には、細川忠興の奉納にかか
る重盛の舍利二粒を納めた黄金製の厨子がある(大分県史料第
十巻泉福寺文書五号細川忠興奉納状)。平家一族が落ちのびて
来たので重盛を祀ったと伝えるが、信抛の限りでなく、恐らく
領家松殿から小松内大臣に転じたものである。

(2) 地頭職

凶田帳には当郷の地頭職として、「信濃伊勢入道殿而在」と見える。ただし三浦本・平林本には「而在」はない。後藤

碩田はこの信濃伊勢入道を、「二階堂信乃判官入道殿先執事從五位下伊豫守行矩子從五位下伊勢守盛綱」に比定している。⁽¹⁾

二階堂氏は藤氏南家へ磨流から出て、行政の時鎌倉將軍家（頼朝）に仕えて政所執事となり、これから代々執事に補せられた家柄である。尊卑分脈により、次に略系を示す。

行政の子行光も執事となり、信濃守に任ぜられ信濃前司と呼ばれた。子孫に「信濃」を冠して呼ぶもの（信乃判官入道行忠）のあるのは、このためであろう。その子行盛および孫行泰（行善）・行綱（行願）も相ついで執事となった。行泰は筑前守であるが、弟行綱は伊勢守に任ぜられている。彼は康

元元（一二五六）年に出家し（行願）、弘安四（一二八一）年六月七日六十六才で卒しているので、図田帳に信濃伊勢入道（跡）とある当人に一応妥当する。しかし行綱の子盛綱（行真）も伊勢守であり、弘安七（一二八四）年四月出家しているの、やはり彼も信濃伊勢入道と号する条件にかなっている。前述後藤碩田が比定したのはこの子盛綱である。「而在」とあるのが、前に述べたように跡職を譲与してなお生存しているという意味であるならば、盛綱に比定しなけれ

ばならない。

しかし、これにはなお二つの問題がある。その一は、「而在」が三浦本・平林本にはないので、原本の形態に疑問がある。その二は、観応二（一三五二）年の足利尊氏の恩賞宛行下文によれば、⁽²⁾ 国東郷地頭職は盛綱の兄頼綱の孫行朝（信濃入道行珍）が帯していたことが判明する。行朝（行珍）が相伝しているとすれば、行綱の次は頼綱の伝領が考えられるが、彼は弘安六（一二八三）年に卒しているので、跡というのは子貞綱であったかも知れない。とすれば信濃伊勢入道は行綱とする方が妥当であるとも見られる。今後の課題として置く。

二階堂氏が国東郷地頭職を帯するに至った時期・経緯等一切不明である。同氏は政所執事であるから蒙古合戦の恩賞とは考えられないので、恐らくそれ以前の承久乱等の宛行いであろうか。しかも執事である以上、現地下向は不可能であるから、恐らく一族等の中から代官を派遣したであろう。嘉暦三（一二三二）年の鎮西御教書によれば、伊勢孫太郎親景の遺領国東郷来浦地頭職を親景後家尼良全が拝領したことについて、親景母尼妙円（代円暈）と良全とが相論している。そ

大將軍家政所執事
從五位下
山城守

行政

出雲權守
民部允 主計允

行

信濃守
執事
從五位下

行

執事

信乃守
民部允 九六
承久元 九六
辭執事
同八日卒
五十六

嘉祿元十一出家
行然、依二位事
建長五十二卒
七十三(鏡九日卒)

筑前守

民部丞
執事從五位下

行

康元々十一出家

行善
文永二十二卒
五十七(鏡五十五)

使

伊世守左衛門尉

行願
弘安四六七卒
六十六

行忠
正応三十一廿一卒
七十七
号信乃判官入道

下總守
頼綱

弘安六十廿四卒
四十五

本名師綱
三郎左衛門尉
貞綱

執事
從五位下
信乃守
左衛門尉

行朝
正中三出家

行親
建武二(三)正
被討

使

伊世守
左衛門尉

行眞
弘安七四出家

執事
三川守
左衛門尉
時綱

行

從五位下
和泉守

七郎左衛門

貞景

親
孫太郎
貞宗

の沙汰の最中に、良全の父田口藏人治郎入道正月が人勢を率いて当浦に乱入し、妙円の再夫七郎貞景（親景父）を追い出し、財物を奪い作表を疋り取り放火狼藉を行なった（探題北条英時は植田大夫房に子細を注進せしめた）。この伊勢氏というのは、平氏の伊勢流ではないらしい。大胆な推測であるが、既述二階堂行綱・盛綱が伊勢守であったので、その一族が受領名を姓としたものかも知れない。七郎貞景が前掲系図の行景の子貞景とすれば、孫太郎親景は系図の孫太郎親宗に当ることになる。後者は仮名は一致するが、名字の一字が異なる。あるいは何れかの誤りか、ないしは同一人の改名かも知れない。若しこの推定が当たっているとすれば、行景流が代官として下向していたことになる。鎌倉時代末期頃と考えられる六郷山本中末寺次第并四系等注文案によれば、⁽⁴⁾国東郷内の岩戸寺について「今者伊勢民部入道押領」と記されている。この伊勢民部入道も同族と考えられるので、併せて今後の検討が必要である。

来浦地方に二階堂六丸なるものの伝説がある。⁽⁵⁾来浦八坂神社明細帳によれば、延文年中二階堂左京進が菊池氏討伐のため下向し、その後嫡男六丸が当浦に下向滞在して非業の自殺

をとげた。六丸所持の鶴岡八幡宮の守札を田原氏が祀ったが、のち八坂社境内に移し、昭和三（一九二八）年これに合祀したという。来浦八幡の神宮寺・大聖寺には左京進主従の位牌があると伝える。伝承では六丸の自殺の原因も不明で、また種々の矛盾があつて一致しない所があるが、二階堂氏が国東郷地頭代として下向していたこと、及びその非業の最後を暗示するものとして棄て難いものがある。二階堂氏の当郷地頭職は、観応二（一三五二）年信濃入道行珍（行朝）跡が足利尊氏により田原豊前六郎藏人貞広に宛行われるまで続いた。⁽⁶⁾

註(1)領出叢史所收豊後国凶田帳考証（編年大友史料正和以前）。

(2)大分県史料第十卷八江文書二卷三号。

(3)領出叢史所收田原文書（編年大友史料二、一四〇号）。

(4)大分県史料第三卷宇佐永弘文書一、二五六号。

(5)河野清実氏著豊後国東半島史第十七章六丸物語。各地に中世の在地土豪の滅亡に関する伝承と、それを祀つた御霊社がある。

多くは封建制の成立・発展期における名主・小地頭が新来の大友一族に亡ぼされることに関係しており、荘園制の構造や封建制の成立発展を解明する上に示唆する所が多い。

(6)註(2)参照。

(3) 名及び名主職・小地頭職

国東郷の名の全貌は明らかでない。志賀文書弘長三(一二六三)年の沙弥西秀讓状に見える諸富名が、鎌倉時代の名として確実性のある唯一のものである。既述嘉暦三(一一三二八)年の鎮西御教書に見える伊勢孫太郎親景の遺領国東郷来浦地頭職があるが、名を記していない。信濃入道行珍(行朝)の帯した当郷地頭職は、観応二(一一三五一)年足利尊氏から田原貞広に勲功の賞として宛行われたことは前に述べた。貞広の得た地頭職は国東郷惣地頭職と思われるが、この時富来弥五郎忠茂が貞広の宛行われた来浦・富来・小原・上諸吉以下の地頭職を濫妨したので、正平六(一二三五一)年足利義詮は一色範氏に令して下地の打渡しを命じ、さらに延文五(一一三六〇)年にも守護大友氏時をして貞広の子氏能に下地を交付せしめている。⁽²⁾この来浦・富来・小原・上諸吉以下の地頭職は、惣地頭職に対する小地頭職であるから、田原氏は惣地頭職とともに、これらの小地頭職をも併せ附与されたものと考えなければならない。

九州においては、一般に名主が小地頭となつたのであるから、右の来浦以下は大体名と考えて差支えあるまい。ただ来

浦とか富来浦(のちには富来村とある)のごとく、浦と呼ばれて名を称しないものが多いので、これらをそのまま名とすることは出来ないが、在地領主の領有単位であり、同時に年貢課役賦課の単位であるという実質においては名と変りはない。なおはるか後代のものであるが永享二(一一四三〇)年の文書には、富来浦と並んで加田久(堅来)が見え、享徳二(一一四五三)年の文書には、国東郷内竹田津丹波守跡光次名が見える。⁽⁴⁾光次名が鎌倉期以来の本名である明証はなく、あるいはのちの新名であるかも知れない。

国東郡はその地形によって、放射状の谷を数条宛に分割して郷を形成したことは前に述べたが、郷内の名・浦・村は、大体にその谷を単位として形成されているといつてよい。北の来浦川の谷の来浦、堅来川の谷の堅来浦、富来川の谷の富来浦、小原川の谷の小原(名か)等の如きである。田深川は郷中最大の河川で河谷も開け、郡郷家の所在地と考えられるので、一名ではなかったらしい。上諸吉(名か)はこの田深川の上流(成仏)にあったものの如く、諸富名がその中下流域を占めていた(下流域は不明)。上諸吉に対する下諸吉があったはずであるが、史料の所見がない。

以上のうち、来浦には御家人伊勢氏のいたことは既述の通りであり、堅来浦には紀氏がいた⁽⁵⁾。富来浦は御家人富来氏の名字の地とある。⁽⁵⁾室町戦国期には萱島・溝部・津崎等の土豪が居り、また岐部浦の岐部氏・竹田津浦の竹田津氏・松成氏等も当郷内に所領を有するようになるが、⁽⁶⁾その地域的関係は明瞭でない。上諸吉(名)・小原(名)の在地領主は不明であるが、来浦・富来・上諸吉・小原以下を富来忠茂が濫妨して田原貞広に下地を渡さなかつた事実から見れば、鎌倉末期には同氏が領有していたものと思われる。⁽⁷⁾最後の諸富名主は紀氏であった。これについては、節を改めて考察することにした。

註(1)大分県史料第十巻所收入江文書。

(2)同右。

(3)同右明德三年五月廿七日大友親世券状案には「富来村」とあり、富来文書(大分県史料第十巻)第二巻七号永享二年十二月九日大友持直安堵状案には「富来浦」とある。

(4)前註富来文書及び碩田叢史所收田原文書享徳二年十月十六日田原氏忠知行預ケ状(続編年大友史料四卷一一九号)。

(5)前掲富来文書(万弘寺蔵)第一巻二号大友親綱安堵状。

(6)大分県史料第十巻参照。

(7)註(3)の富来文書によれば、永享二(一四三〇)年加多久(堅来)も富来氏の相佐領となっているので、鎌倉期以来同氏が領有していたものであろう。

(4) 諸富名について

近時在家の構造分析を中心として学者の注目的となったのが、当郷の諸富名である。従来その所在地さえ明らかでなかつたが、筆者の現地調査により、それらについて若干の知見を加えることが出来た。以下これについて考察を試みることにする。

(イ) 諸富名と紀氏

考察の便宜上、志賀文書により問題の史料の全文をかかげる。

(端裏書)
「これハ八郎かふんのゆつりしゆう也」

国東御領諸富名主沙弥西秀子息紀秀隆之処

讓渡田畠并在家山田已下所領等事

合田陸所参佰歩内

門田二丁三百歩坪付別紙在之、
九段

公田三丁一段在坪付此分新聞少々在之、

門島隨於島在所、可レ被レ別三分二者也、
在家員數別紙在レ之、

山田同見ニ註文、

右伴田島已下之所領等者、西秀重代相伝之所帶也、而秀隆
為ニ西秀依レ為ニ次男、諸富名内割ニ別三分一、限ニ永代ニ可ニ
讓与ニ也、此上於ニ山吹之諸富一者、一向停ニ止嫡子秀頼之
妨、秀隆可レ令ニ領掌ニ也、兼又、公田所當已下臨時課役事
者、就ニ政所催促ニ、別可レ致ニ其沙汰ニ也、其上或依ニ三人之讒
言、或就ニ私曲節、相互於レ致ニ違乱一者、如レ此雖レ渡ニ讓
状、可レ令ニ悔返ニ者也、仍為ニ後代証驗、所ニ讓渡ニ如レ件、

弘長參年癸正月廿五日
亥

諸富名主沙弥西秀 (花押)

(端裏書)

「八郎ふんのつほつけ」 [なり (花押)]

国東御領諸富名主沙弥西秀子息八郎秀隆之処

讓渡田島在家坪付在所等事

合田陸町壹段内

- 一 門田二町九段三百歩 一所一町タカ田 一 七反ハマ田
- 一 二反イハラ 一 二反カイモト 一 四反イヒノクチ

豊後国東郷と諸富名について

一 三反六十歩ヒラク 一 一反ムラタ

一 公田雜免方三町一段 一所九反タチノ 一所六反ミノノ

一 三反ヲカ田 一 二反大サカリ 一 一反半カハラ

一 二反大カウ三郎 一 二反小チカムネ 一所三反中田ノ
ツクリ 一 穴ウ田

○ 経目裏花押ニアリ

下ハ西秀花押

(紙経目)

此外ニ新開少々在レ之、

一 在家十七字内

本在家十字 一 山田ミノ 一 ヲヲハタケ 一 コヤソノ
一 カミハ

一 ミソノ 一 サカリヤマ 一 アカヤタラウ 一 ツル

三郎 一 ミソノ 一 トウ大郎 一 ノリトモ 已上

脇在家七字 一 ミナミハタ 一 ウイサ 一 セイ大郎
一 山内ナリ 一 ウ四郎

一 チウ入道 一 シム六カ 一 七郎 一 コサフラウカ
一 フルヤシキ 一 アト

一 作島分 一 イハヤノ 一 アカサコ 一 ミソノマヘ

一 六郎入道カハタケ

○ 経目裏花押ニアリ

下ハ西秀花押

(紙経目)

見られる通り、この文書は諸富名主沙弥西秀が、子息紀秀隆にその所領を譲った譲状と坪付である。秀隆は仮名を八郎といったが次男とある。嫡子は秀頼で彼にも譲ったことはいうまでもないが、その分の伝わらないのは残念である。秀隆分は西秀所領の三分一であるから、残り三分二は嫡子秀頼が全部譲られたか、ないしはもし他に子供があつたとすれば、それらにも分与したものであろう。

次男秀隆分は田地六町三〇〇歩とあるから、諸富名の全体の規模は大體二十丁歩近くあつたことになる。しかしこれは田地だけで、秀隆分には他に在家として本在家十字・脇在家七字計十七字があり、また面積の記入されていない畠地がある。なお譲状には見えない山野も当然この名には含まれてい、たものと考えられるから、分割しない前の諸富名の規模は、在家五十余字を有する四・五十丁歩の太さを有したであろう。以上によってみれば、諸富名は地主的ないし領主的名とということになるが、辺境の名としては、それほど大規模のものといふことは出来ない。

所で、この名主西秀がどのような人であつたかは皆目わからないが、「子息紀秀隆」とあるので、本姓は紀氏であつたこ

とがわかる。国東地方と紀氏との關係はすでに平安時代以来のことで、中世には文書や金石文等に断片的ながら可成り多く見られる。本論からやややはなれるが、左にこれを列挙して、同地方の紀氏について考察し、諸富名主との關係に及びたい。

(1) 字佐大鏡田原別符の条、⁽¹⁾

「田原別符 田数五十九丁七反卅代

〔宋書〕

「後白河院」(一一五八)

保元三年檢注定

(一〇五五)

件別符、以天喜五年三月 日紀季兼差四至可開発

領掌二之由申請之間、大宮司公則外題判云、如申請二者、

為三荒野之地一者、早開発迄三子孫可領掌者、遂開

作一為三半不輪神領一之昔、宮召物加地子稻八百卅六束四

十二丁八反ツ、」^(下)略

(2) 速見郡山香町津波戸山水月寺経筒、⁽²⁾

永保三(一〇八三)年九月廿二日のもの。紀行則・紀行

方等の名が見える。

(3) 豊後高田市(西国東郡)東都甲区大字加礼川屋山長安

寺大治五(一一三〇)年の太郎天童像胎内銘、⁽³⁾

奉造者・結縁者等合せて約百二十人の人名を記すが、多くの僧侶の外に、紀・安部・藤原・上毛・宇佐・惟宗・大神・秦・酒井・内蔵等の俗人十氏約三十名が見える。そのうち紀氏には、紀氏中子・紀末次の二人がある。

(4) 同寺蔵銅板經、

保延七(一一四一)年歲次辛酉四月廿八日のもの。「太中臣六子・同中子・太中臣中子・藤原太子・紀女子・太中臣久道・僧覚殿・太中臣太子」、「紀重永作・僧源増・紀長雅・秦氏四子」とある。

(5) 富来氏系図、

初代実貞は紀祐安男で、永井石見守・富来左衛門尉と称し、建久中大友能直に従って下向し、富来に住し姓を富来と改めた、という。

(6) 志賀文書嘉祿三(一二二七)年紀是門讓状、

紀是門が養父須屋某の開発私領である安岐郷内大朝来野浦小俣河内田畠山野を、養子宇佐某に譲ったもの。

(7) 宇佐永弘文書弘安十(一二八七)年十月日田原別符御供米惣徴符

田原御供米惣徴符弘安十年分

豊後国東郷と諸富名について

〔切〕進 永弘方御供米惣徴文

合参拾石者

六石五斗	次	松	四石	弥松
二石	諸田松武	一石五斗	本松武	
二石	弥久松	一石	五郎丸	
一石	沓懸	一石九斗	山香吉松	
十石八升	利行	二升	是松	

弘安十年十月

日

郡司紀(花押)

念阿(花押)

御代官

基継(花押)

なお同寛元三(一二四五)年七月三日大宮司宇佐公高切符案、元応二(一二三〇)年十一月七日良舜奉書案には、「田原郡司」とある。

(8) 国東町大字東堅来字鳴の長木家宝塔、

「元亨元年歲次辛酉小春十八日左衛門尉紀永貞起立之、大工僧尊□敬白」(銘文略)

(9) 同板碑⁽⁹⁾

(一三三三)

「元亨第二天歲次壬戌八月六日大願主長木右衛門尉紀永貞敬

白

(10) 安岐町大字朝来字弁分の板碑⁽¹⁰⁾

「紀近定・僧義寛、元亨四年乙丑七月十三日大願主末弘」

(11) 同町大字朝来の宝塔⁽¹¹⁾

「大願主紀友房・同守房・紀中子・同乙子、右為二慈父

慈母二所三奉三造立二如レ件、建武二年乙二月十二日各敬白」

以上十一の史料は寓目したものに過ぎないので、詳細に調査すれば、なお多くを加えるであろう。このうち(2)は速見郡のものであるが、国東郡に近くしかも六郷満山の一カ寺であるので敢えて加えた。最も古い(1)は田原別符の開発に関するもので、(7)の紀氏もこれと関係があらう。「郡司」ないし「田原郡司」とあるのは注意を要する(後述)。③・④は中世の都甲荘の地で、これも弥勒寺の末寺六郷満山の一カ寺である屋山長安寺のものである。(3)の署名者中には「御前檢校神任」が見え、他の僧名にも弥勒寺僧と思われるものが大部分で、また俗人にも宇佐・大神・秦・上毛・大中臣等の字佐関

係の人物の多いことが注意される。(3)・(4)は年代的に十一年のへだたりがあるだけであるから、(3)の紀氏中子と(4)の紀中子は同一人物であるかも知れない。

(5)は系図であるから史料の可信性もうすぐ、また富来氏が大夫能直に従って下向したと伝えるのでこれと関係あるかが疑われるが、或いは下向説はのちの仮託であって、本来からの在地土豪であった可能性はある。(6)・(10)・(11)は現在の安岐町(安岐郷)にあり、しかも田原別符に近い朝来にあるので、あるいはこの紀氏は前記(1)・(7)の紀氏と関係があるかも知れない。(8)・(9)は何れも国東町(かつての国東郷)で、現存長木家の祖先長木左衛門尉紀永貞の造立にかかる。この長木氏は本姓は紀氏でのち長木と改めたもので、現在この部落や富来には長木姓が多い。なお同町には元応三(一三二一)年大願主沙弥西実の造立にかかる板碑⁽¹²⁾がある。沙弥であるため法名のみで本姓が明らかでないが、長木家のものである以上、やはりその祖先の紀氏であろう。この西実の法号が、諸富名主西・秀の法号と一字が共通することは、あるいは偶然かも知れないが、両者が同じ紀姓と思われること、その年代の間隔がわずか三十四年に過ぎず、しかも距離的にも余り遠くない

国東郷内のものであること等から察すれば、必らずしも無関係ではなさそうに思われる。ついでながら国東町上國東大字見地字岡に、建武元(一三三四)年亡父十三年の遠忌の供養に、然秀なるものの建立した板碑がある。これも西秀と法号の一字が一致することを指摘しておく。

さて以上の史料を通覧して気づくことは、古いものに国東郡の南西部の宇佐郡・速見郡に近い所のものが多く、次第に田原別符・安岐郷から国東郷に至るに従って時代が降る事実である。これは屋山長安寺の大治五(一一三〇)年の太郎天童像や保延七(一一四一)年の銅板経の奉造結縁者が、宇佐関係のものらしいことを併せ考えてすこぶる興味深いものがある。宇佐宮の八幡神領内に相当古くから紀氏のいたことは大治四(一一二九)年から保延三(一一三七)年にかけて御装束所検校に紀友成なるものが見え、建久二(一一九一)年辛島郷大神弥犬解状の証判に、郷司弁官漆嶋宿禰・弁濟使若宮権神主宇佐宿禰・貫主漆嶋宿禰・田所上毛・定使本司紀・検校大仲臣・官人代藤井・執当紀・権検校僧の九人の辛島郷司の署判にまじって、定使と執当に二人の紀氏のいることとわかる。とすれば、長安寺や速見郡津波戸山水月寺経筒(2)

の紀氏は、この宇佐関係のものであろうか。

このように考えると、天喜五(一一〇五五)年に田原別符を開発した紀季兼も、宇佐宮下級神官ないし郷司家の一人と推定するのが自然であらう。彼が大官司公則に開発を申請し、その外題判によって開発を行なったというのは、田原別符のある田染郷(田染庄)が宇佐八幡宮領となっていたこと、及び彼が宇佐宮関係者という地位と特権を有したことによるのであろう。

しかしここで問題となるのは、弘安十(一二八七)年の田原別符御供米惣徴符には「郡司紀(花押)」の如く郡司と署判し、寛元三(一二四五)年の切符案及び元応二(一一三二〇)年の徴符には、何れも「田原郡司」と記されている点である。前者は郡司紀氏が代官基継等と連署して、次松・弥松・諸田松武・本松武等十名に対して宇佐宮に進上する供米を切り宛てたものであり、後者は大官司が田原別符の定米三十石の下行を田原郡司に命じ、また御菜米徴收を命じたものである。供米(御菜米)の徴收を命ぜられ、また自ら供米を各名に切り宛てている所を見れば、郡司が收納責任者であり、下地進止権を有する在地領主であると考えられる。こうした

下地進止権を有するものは、はじめて荒野を開き半不輸神領として子孫の伝領を許された開発領主紀季兼の権限を継承するものと見るべく、両者の姓が一致するのも偶然ではない。弘安の郡司が紀氏である以上、寛元・元応の郡司もやはり紀氏でなければならぬ。

大隅・日向・薩摩地方では、郡家以外に正税出納のための倉院を置いたが、この院が時代のたつにつれて郡家と同等の地位を占め、院司が時に郡司と称せられるようになり、また

大隅国国田帳では郷司も郡司と称しており、郡も院も郷もほぼ対等の地位を得ている。しかもこの地方では、郡司や郷司が荘官的地位を獲得しながら、依然として古代的・律令的な称呼を固執することは、¹¹⁷⁾あたかも平安末期の奥羽地方に類似することが注目されている。紀氏が田原郡司と称した事実を

解釈するのはむずかしいが、その一つの解釈は、この薩隅日の場合に求められよう。すなわち、同氏が大宮司の外題判を得て田原別符を開き、開発領主として子孫相伝し在地領主化したこと、こうした山中では比較的他勢力の侵入が見られず、少なくとも鎌倉時代末期までは一氏相伝で在地領主化していたこと、これらの事情によって薩隅日の院郷司が郡司を

称したごとく、自らも「郡司」と称し、また領家宇佐宮からも認められたものであろう。柞原八幡宮文書によれば、平安末期大分郡阿南郷から平丸保が分れ（のち平丸名）、のち賀来荘が分離して平丸保もその中に含まれるが、保延五（一一三九）年の文書には平丸郡司藤原貞助なるものが見え、阿南郷内（保内か）の土地を柞原宮に寄進している。¹¹⁸⁾恐らくこの平丸郡司も同様の性格のものであろう。

このように、紀氏が平安時代以来田原別符に勢力をのびていたとすれば、それを根拠として近隣の諸郷にも発展していったことは容易に想像される。朝来の紀氏がその一族であることは前述の通りであり、安岐郷の紀是門もこれと関係があらう。国東郷の紀氏も、史料の発展系列から見れば宇佐閔係のそれであり、恐らく田原郡司家の同族かと思われる。¹¹⁹⁾

のちにも述べるように、諸富名主は雑免を与えられているので何等かの荘官所職を帯びていたことが考えられる。国東郷は国東郷内唯一の国領であり、その郷名からもわかる通り郡衙の所在地でもあったと思われるので、諸富名主紀氏は郷司職ないしは郡司職と関係があったのではあるまいか。東堅来・富来等の紀氏も同族と思われるので、同氏の国東郷内に

おける勢力は相当なものがあつたことが想像される。

国東半島は県下はもちろん、全国的に見ても特異な文化圏として注目されているが、その経済的・文化的背景は宇佐八幡・弥勒寺・石清水八幡等の上からの力によることはいうまでもないが、上述の所から見れば、在地領主化した紀氏等の下からの支持と相まってはじめて国東文化として開花し結実し得たものであることが了解されるのである。

註(1)田原別符は保元三(一一五八)年に、宇佐宮の平御神領となつた。

(2)日名子太郎氏編大分県金石年表。

(3)中津幡能氏の調査を利用して填いた。ここに謝意を表する。

なおこれは近く発表される由(戦国史第二六の四参照)。

(4)註(2)参照。

(5)大分県史料第十卷所収。

(6)編年大友史料一、三六九号。

(7)大分滄史料第三卷所収。

(8)(9)(10)日名子氏編大分県金石年表。

(11)同右。

(12)編年大友史料一、二六一三(三)号。ただし大分県史料第七卷二一

五号では、これを珍友成とよんでいるのでなお疑問があるが、

豊後国東郷と諸富名について

次の文書がある以上所論に差し支えはない。

(13)大分県史料第七卷八号。

(14)長寛三年五月日閑白藤原藤原家下文平安遺文第七卷所收宇佐文書

には、神領田染庄内系水名田島等を大宮司宇佐昌輔に領掌せしめていた。長寛三(一一六五)年には田染莊の成立していたことが分るが、右の名田は祖父昌輔が長治元(一一〇四)年十二月十日親父政所惣檢校宇佐基輔に譲つたものであるといふから、少なくとも田染莊の神領化は一一〇四年以前であつたことが考えられる。

(15)物産兎島史卷一、竹内理三氏薩摩の莊園—寄部について—(史淵七十五)。

(16)大分県史料第九卷九号。なお二六・三三・三四・三七・三八・四七・六六号等参照。

(17)故河野晴美氏著国東半島史二二頁には、寛和元(九八五)年十二月一日從五位上土佐守紀兼貞、南都大安寺傳燈大法師安宗と共に、石清水八幡宮の分霊を奉じて梓葉下司栢嶋に奉祀す。(豊城世譜)棟札には承安三年九月三十日の奉遷とあり。」と記している。梓葉は国東郡に近いので国東の紀氏と石清水との關係も考察してみる必要がある。既述長安寺の銅板経の一枚には、六郷分斷銅五百九十七領、保延七年歲次辛酉四月廿八日始之、

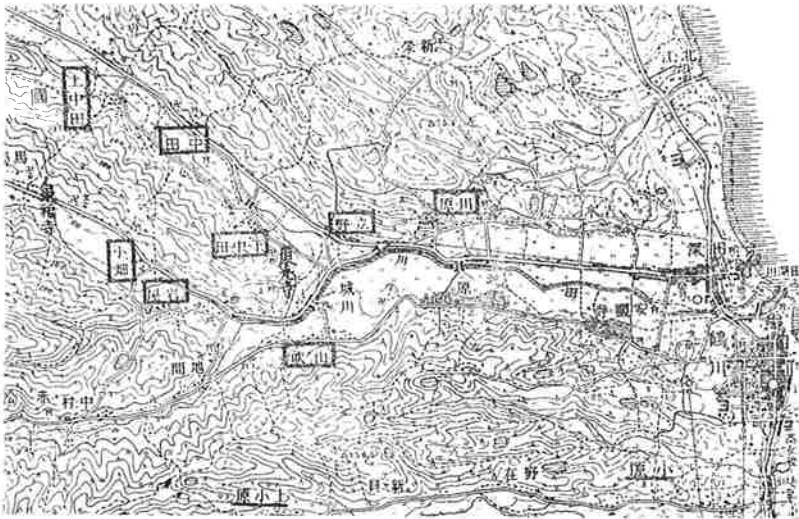
豊後国東郷と諸富名について

同年九月十四日供養畢、断銅六百八十領、石清水惣別当[・]還意とあり、石清水惣別当が関係していることが知られる。河野氏の記述の如しとすれば、紀氏は元来石清水関係のものが下向したことも考え得る。また柘原八幡宮文書には、豊後国司に紀氏がいるので、これとの関係も考慮すべきであろう。何れも後考をまち、今は本文の通りに解して置く。

(四) 諸富名の所在

諸富名の所在地については従来全く不明であったが、讓状と坪付の小字名をたよりに現地調査を行なった結果、山吹・タチノ(立野)・カハラ(川原)・中田・ヲハタケ(小畑)・イハヤ(岩屋)等の地名が検出され、これが国東町上国東区・豊崎区(もと上国崎村・豊崎村)の一部に当ることが判明した。地形図に示す通り、国東町で海にそく田深川が、見地・成仏方面(成仏川)と岩屋・横手方面(横手川)に分れる中流域の河谷一帯である。

以上のうち、ほぼその中心に当る下中田に諸富姓三家が現存する。⁽¹⁾ そのうちの本家である諸富徳美氏宅横に、天明八申天六月十二日の年号を有する施主諸富為七・沓蔵の造立にかかる貴船社の小石祠があり、その傍に、



諸富名関係地図(五万分一鶴川図幅)

安国寺の附近に安国寺遺跡がある。小原は入江文書に見える小原(名)の地。横手の泉福寺も西端に見える。

慶長十七年三月二十五日諸留為七

諸富太郎左衛門光重之塚

文久元丑立之

諸留藤兵衛

諸留菊雄

の刻銘のある石碑がある。諸富太郎左衛門光重については何等の記録も伝承も残っていないが、慶長十七（一一六三）年に死亡した諸富氏の祖先らしく、二百五十年後の文久元（一八六一）年に一族共同で営んだ供養碑らしい。この部落の山際および山中には板碑二基（無銘）と宝篋印塔とともに、荒廃したおびただしい五輪塔群の墓地が少なくとも七カ所にわたって累積し、暗黙のうちに歴史の古さを物語っている。一部は他氏の所有であるが、多くは諸富氏およびその一族と関係ある友成氏のものである。後世における土地所有の移動がはげしかったためか、全く何某の墓ともわからぬまでに荒廃している（江戸時代のもの）のは遺憾である。山手の村はずれに、観音堂と名づける一字の堂があり、正観音像一体を安置している。元來諸富氏の所有であったらしいが、現在は部落で共同に供養している。この正観音像は、衣紋の部分だけ補修し塗箔したもののごとく、光背の鏡面はめこみの裏板

に、元文五（一七四〇）年庚申四月吉日に、「京都麵町通二条上九丁仏師法橋康光大谷内記久尹（花押）」が「奉再興」



園東町下中田 宝篋印塔

友成家所有地旧墓地群の一方所。中央の宝塔は宝篋印塔の残石に五輪塔を積み合せたもの。周囲には破損したおびただしい五輪塔の破片が叢中に埋もれている。

した由を墨書している。少なくとも南北朝・室町期を降らずあるいは鎌倉期にさかのぼるものかと思われる。中田の南東

豊後国東郷と諸富名について

因東町下中田 観音堂全景



の台地に「殿ン台」という台地があり、その南に小社と墓地のある「城山」とよぶ山がある。「殿ン台」のすぐ傍に東光寺という小寺院がある。この寺は、有名な横手の泉福寺（曹洞宗）の開山無着妙融（南北朝末、斯の人）の弟子南陽融薫（2）の創めた所と伝え、ここにも荒廢した五輪塔が多い。当寺の過去帳にも、江戸時代の諸富姓のものが記されている。前記の観音堂は、現在この東光寺の末庵となっている。以上の調査によっ

てみれば、この中田が少なくとも諸富氏の一つの本拠であったことは疑いもなく、「殿ン台」に居館を有し、城山に中世的山城を構築してこれに拠ったものであろう。

当土の人々が祖先の歴史について関心がうすく、同氏に関する文書・記録類を全く伝えないのは、諸富氏の謗状が志賀氏の有に帰していることから推定されるごとく、鎌倉・南北朝期に昔日の威を失なって没落したからであろう。ただ古

観音堂正観音像（上野鉄雄氏撮影）



老のわずかな伝承によれば、昔この地に山中長者とよばれるものがいて、「朝日かがやく、夕日蔭さす、金が七坪七並び」とうたわれるほど富み栄えたという。その生業は鍛冶屋で、今の大神宮遙拝所下に「カシヤ井の子」といわれる井の子があり、いかなる早天にも水が渴れぬという。ありふれた長者伝説であるが、関東地方は古来鉄の産地として有名で、東郷内にも中田の谷の上流下成仏には製鉄遺跡があり、また来浦の奥地の長野附近にも発見されている。戦国時代でも、岐部浦(国見町)の岐部氏は八朔の祝儀として大友氏に鉄を贈っているほどであるから、あるいはそうした鉄の製錬にも従事していたのかも知れない。

さて、八郎秀隆の譲られた諸富名の田畠在家は、中田・小畑・岩屋・立野・川原等の地名からも祭せられるごとく、当郷内の最も大きな川である田深川の中流域を占める相当に広い範囲に及んでいたことがわかる。譲状には、「此上於三山吹之諸富者、一向停止嫡子秀頼之妨、秀隆可令三領掌一也」と述べているので、秀隆への譲与分を「山吹の諸富」とよんだらしい。山吹という以上、秀隆の屋敷が山吹にあったものか、それとも彼の名田の主要部分が山吹にあったためではあ

るまいか。既掲坪付の門田の小字に、タカ田・ハマ田・イハラ・カイモト・イヒノクチ・ヒラク・ムラタ等があるが、一としてその所在を知り得るものがないのは不審である。私は山吹の諸富といわれるからには、少なくともここには名田の主要部がなければならぬから、所在の判明しない門田がここにあったのではないかと推測している。

これと関連して問題となるのは、兄秀頼分の諸富名についてである。この場合秀頼は嫡子とあるので、彼は祖先伝来の屋敷を伝領したものと考えなければならぬ。山吹と中田は田深川の支流をへだてた至近距離にあるので、既述の中田の居館を弟秀隆の「山吹の諸富」とよび、兄秀頼分はこれより他の地点にあったとする推定が一応可能である。しかしこれは、諸富惣領家の居館址が中田以外に存在した確証がある場合成立し得る推定であって、以上の調査の限りにおいては、嫡子秀頼こそ中田の屋敷を伝領したものと考えざるを得ない。では秀隆分の屋敷はどこにあったかというに、それは山吹にあったとするのが最も自然であるが(古屋敷の小字があるが河岸に近い)、同地にそうした遺跡が検出されず、中田に一門の墓地らしいものが多く存在するからには、秀隆分の

屋敷もあるいは同所にあつたのではあるまいか。

兄秀頼の名田は諸富名の主体をなす部分であるから、弟秀隆分の「山吹の諸富」に対して、単に「諸富」ないしは「本諸富」と称したか、あるいは「中田の諸富」とよんだものと思像される。その名田・在家・作畠等も、既述の弟秀隆分にあられる小字以外にもあつたことは当然考えられるが、当時の所領分割の形式が坪分け形態をとっている一般的事例からすれば、⁽⁵⁾大部分の名田畠は弟分の小字と同一地域にあつたと考えるのが自然であろう。

前記の讓状には、弟秀隆分に対しては、「公田所当已下臨時課役事者、就三政所催促、別可致三其沙汰也」とあるので、かれは公田雑免方については、所当・臨時課役は政所に直納したことになる。これは当時の御家人の名田分割相続において、庶子分の公事は「惣領」あるいは「本名」に勤仕すべしとある一般的形態と異なる。つまり秀隆は嫡子秀頼の支配に属せず、本名に対して独立的な別名を形成したものと見られる。彼の分を、とくに「山吹の諸富」と称しているのは、こうした別名の意味を含めたものであろうか。要するに諸富氏の分割相続において、いわゆる惣領制的関係の見られ

ないのは、特異な現象といふべく、次男秀隆の山吹の諸富が志賀氏の所有に帰し、名の解体する一因がここにあるものと思われる。

註(1)以下の調査については、国東町上野鉄雄・粟林定の諸氏及び下中田の諸富家、友成家の示教と配慮に負う所が多い。ここに謝意を表する。

(2) 泉福寺無著禪師耕燈集(大分県史料第十卷所收)参照。

(3) 大分県史料第十卷所收被論文書。

(4) 既述東堅来の紀氏や富来の紀氏等がこれに当ることも考えられるが、確証がない。

(5) 大分県史料第十卷所收秋吉文書建武二年十一月日伴忠義八坂下庄内秋吉名配分狀(七四五号)。

(イ) 門田と公田雑免

次に名田の内容について考察しよう。次男秀隆の讓られた田地六丁一反は、

六丁一反	門田	二丁九反	三〇〇歩
	公田	一、〇〇〇	
	雑免方	三、〇〇〇	
		六丁一反	三〇〇歩

の通りである。そのうち門田が約三丁で、ほとんどその半ばをしめる高率であることは注意されてよい。いうまでもなく

門田は名主の直営地で、年貢・公事のかからない田地であるから、完全な私領であるといひ得る。分割の比率がらすれば譲与しない前の諸富名の門田は、九丁あったことになる。恐らく諸富氏(紀氏)の開発にかかるものであろう。後述の在家の性格とあわせ考えて、この門田の経営形態が問題である。諸富氏は武士化した在地領主と思われるが、地頭(小地頭)といわず名主と記している点から考えれば、鎌倉御家人ではないらしく、いまだ土地経営者としての性格を多分に残しているものように思われる。畿内荘園で佃を名主に割りつけ耕作させたように、在家に耕作させたであろう。それは後述のごとく、諸富名の公田が雑免であり、雑免の在家を使役することは領家から当然の権利として認められたものであるからである。しかしなおこの外に、名主の下人・所従を使役する純粹の直営形態も行われたであろう。諸富名主が田原郡司一族の非御家人で、鎌倉末期には没落(滅亡)とまではいかなくても⁽¹⁾したかと思われる点等を綜合すれば、家父長制的奴隷制経営形態を残存するいわゆる古代的領主の範疇⁽²⁾に属するものではなかったかと思われる。

三丁一反の公田雑免というのは、名田の中でも領家から公

事を免除され、年貢だけを納入した土地である。公事(雑公事・雑事ともいう)を免除された土地であるから雑免(備後国太田荘では雑事免といった)といひ、しかも年貢納入の義務を有する土地であるから、私領である門田と區別して公田とよんだものと思われる。こうした公事免除の名田は、普通に給名とよばれた。給名耕作の百姓は年貢・公事ともに負担するが、その公事のみは名主が得分として領家から与えられたものである。名主はその公事で百姓から雑物を徴し、身辺の雑事や門田耕作に百姓を使役したのである。一般に給名はその荘・郷の荘官である地頭・下司・公文などに与えられる俸給の一種であるから、諸富名主は国東郷の何等かの荘官職を帯ずるものであったと考えなければならぬことになる。

しかしこのように考えると、前記の讓状には単に諸富名主と記すだけで、荘官とか給名・荘官給等の語が用いられていないことに疑問が残る。国東郷は国領であるから、公田といふのは国衙領を意味し、雑免は国衙ないし政府から領家である松殿家に対して免除されたものではないか、との疑いが起る。もしそうだとすれば、諸富名主は年貢・公事の何れをも負担するが、年貢は国衙に納め、公事は領家(松殿家)に勤

仕したことになる。こうした二元的支配の形態を半不輪ないし一色不輪（一色田）あるいは雑役免と称した。当郷が国領であり、しかも別に領家がいるという二元的支配の關係は、以上の解釈によって極めてスムーズに解釈されるようにも思われる。

前にも指摘した通り、弟秀隆分については、「公田所當已下臨時課役事者、就三政所催促、別可レ致三其沙汰一也」と記されている。公田に対する所課の内容は、所當と臨時課役で恒例の公事が見えない。とすれば、秀隆は政所に対して直接に所當と臨時課役を勤仕し、恒例の公事を免除されていたものであろうか。柞原八幡宮文書乾元二（一三〇三）年の在国司沙弥行念請文によれば、⁽⁴⁾在国司の責任として、国東郷が一宮由原八幡宮の生石浜放生会役を勤仕したことがわかるし、正慶元（一三三二）年の由原宮年中行事次第では、年中の神事について国東郷は国衙沙汰郷々（三重郷・佐賀郷・大佐井郷・小佐井郷・直入郷・国東郷・朽網郷・笠和郷・荏限郷）および宮領阿南荘・賀来荘とともに、郷役を勤仕しており、⁽⁵⁾この伝統は少なくとも文亀元（一五〇一）年まで続いている。⁽⁶⁾これらの神役は毎年の恒例の課役であるから、鎌倉時代

末期に至っても国衙が国東郷の公事・夫役を支配していたものと考えなければならぬ。この事實は右の考えと矛盾するようであるが、国東郷に対する国衙の公事（雑役）の支配は諸富名以外に対するもので、当名の雑役は名主に免除されていたと考えれば何等の支障はないはずである。荘官でなくて雑免の給せられているのは、荘官職は嫡子秀頼に譲ったためか、でなければ郡郷司との關係による特権とも解される。このように解釈すれば、領家松殿家の当郷に対する關係は、所當の收納権で、所當の全部を収めたとすれば一色不輪であり、その一部とすれば別納の形態であったと考えられる。さきに「政所」とあったのは、郡衙であるか、あるいは領家側の郷政所の意か、それとも国東郷惣地頭を指すのであるか不明である。大友義鎮時代には、国東郷・安岐郷の政所職は田原次郎に宛行われ、⁽⁷⁾なお来浦政所も見え下地の打渡しを命ぜられている。⁽⁸⁾前者は国東郷地頭職を帯する大友田原氏であり、後者は来浦の小地頭ののちであろう。或いは鎌倉末期には、右のように惣地頭が政所といわれるようになっていたかも知れない。これについては、なお別に考えることにする。

註(1)八郎秀隆に対する讓狀が志賀氏の有に帰していること、その後

諸富氏が南北朝以後の史料に現われないこと、等から考察すれば、同氏は滅亡とまで行かなくても、郡司家一族としての鎌倉期の勢力を失い、矮小名主に転落したのであろう。それは別名とした名田の分割相続の形態からもうかがわれる。

- (2) 稲垣泰彦氏日本における領主制の発展（歴史学研究一四九）、永原慶二氏著日本封建社会論第三章。ただし筆者の云う「古代的領主」とは、古代的・律令制的畿園に連なる非御家人的小名主を指す。

(3) 備後国太田荘では、「一切處之庄官等之潛、以_レ免家之下人、令_レ勤_レ自身之雜事、更以_レ平民之百姓、晝夜驅仕之例全以_レ所無也」とある（高野山文書）。諸富名の場合、免家とは記されていないが、雑免である以上同様_レに解し得る。

- (4) 大分県史料第九卷五三三号文書。
(5) 同六六・六七号文書。

(6) 同一四三号文書。

(7) 大分県史料第十卷所收小田原文書二二号三月三日大友義鎮知行領ケ状。

(8) 同松成文書一七号永享七年十二月六日田原親勝書下。

(二) 本在家・脇在家・作畠

この名が学界に注目されたのは、在家の問題に關してであ

豊後国東郷と諸富名について

る。諸富名の在家には、本在家と脇在家とがあった。秀隆分の本在家は十字で、脇在家は七字とある。

先ず本在家について見れば、これは諸富名の名田を耕作する百姓のうちでも、本来からいた基本的な百姓で、本百姓ともいふべきものである。本在家を注記に従って整理すれば次の通りである。

一字	山田	ミソカミハ	一字	ヲハタケ
一字	コヤソノ	二	ミソノ	
一字	サカリヤマ	一字	アカヤタラウ	
一字	ツル三郎	一字	トウ大郎	
一字	ノリトモ			

右のうち、地名を注するもの六字で、人名を注するものは四字である。ミソノには本在家二字があり、しかも公田雑免六反がある所からすれば、比較的田地が開けていたものと思われ、従って集落も発達していたものであろう。サカリヤマ一字に對しても、公田雑免二反大が見えるが、一般に在家の所在と名田の所在とは必ずしも一致しないようである。今日地名を比定し得るものはオハタケの一字だけで、これは豊崎区の小畑に当ることは疑いあるまい。小畑は作畠分に「一所

「イハヤノ」とある岩屋に近い。ここは田深川の支流横手川の谷間の平地で、有名な横手の泉福寺に近く、田地も相当に開けている。今日約二十戸ほどの農家があり、萱島・尾立・小川等の姓に分れる。次男秀隆分の小畑の在家が一字であるのは、ここに在家が一字しかなかったことを示すものとは限らず、兄秀頼分にも存在したことが考えられる。

脇在家七字のうち小字を注するものは、はじめの「一字ミナミハタ」とあるものだけで、他はみな人名のみを記しているのが特徴的である。そのためその所在地が明瞭でないが「ミナミハタ」の一字に「山内ナリ」とあるのを見れば、本村からはなれた山中にあるかを思わしめる。なお「シム六カフルヤシキ」や「コサフラウカアト」などは、荒廃した在家の跡をついだ入百姓ではあるまいか。前にもふれたように、これら脇在家は本在家の子弟・親類・下人もいるであろうがなお他から移住定着して百姓となったものもいるであろう。のちに述べる興福寺大乘院領の間田百姓に当り、中には間人的農民も交っていたと考えられる。(2) 彼等の耕地が辺地にあるらしいのも、この推定を可能にする。

建武五(一三三八)年の豊後国玖珠郡小田次郎入道々党女

子大炊太郎女房分跡に、

一所ソコ小野

一所一ノムレ

屋敷

屋敷

の二カ所の屋敷が見えるが、これは暦応五(一三四二)年の守護代沙弥寂本請文によれば、「底小野屋敷、同(4)一牟礼は底小野屋敷の脇屋と記されている。兩者ともに現在の玖珠町(もと北山田村)に属し、日田郡境の玖珠川断崖上にある最も交通不便な山間僻村で、脇屋である一牟礼(現在市

ノ村という)は底小野からさらに隔絶し、兩者の距離は一軒以上もへだたっている。(5) この屋敷は同郡魚返又次郎(現玖珠町北山田区平川附近の土)が先祖の本領であると称して去り渡さぬと述べているので、同氏の相伝所領であったと思われるが、魚返氏の本拠は底小野から四軒はなれた玖玖盆地の平川附近(魚返の地名現存)にあったので、(6) こうした所に居屋敷があったとは到底考えられない。従ってこれは屋敷とあるが、やはり前述の百姓在家に当り、底小野が本在家で、一牟礼は脇在家に当ると考えられる。地理的に見ても、当然底小野が先ず開発され、ついで一牟礼が開かれたとしなければならぬが、恐らく底小野在家の子弟ないし親類下人が分住して脇屋を形成したものであろう。この底小野・一牟礼兩者の

本脇ならびに立地的關係は、もつて諸富名の場合を類推するに足るものであろう。

さて在家問題の論議の焦点は、これが田地と切り離して譲与の対象とされていることで、ここから在家の半奴隸的性格が指摘された。所が、田舎在家が分割譲与された場合、例えば寛元四(一二四六)年の肥後球磨郡人吉庄の地頭相良蓮仏の讓状において、藤二永綱に譲つた在家長五郎藪は、九郎頼貞に譲つた新田五反を耕作している如き事實が判明し、また薩摩國谷山郡山田村上別符の百姓は、正安二(一二三〇)年頃馬數頭を有し、百姓弥平太入道の名子次郎太郎男でさえ馬二頭(錢一貫文以上)を所持しているほどであるから、在家の奴隸的性格を強調し過ぎるのは妥当ではあるまい。豊田博士は本在家と脇在家の關係を、惣領制的關係をもつて理解しその独立性をはるかに高めた。⁽⁹⁾私は博士の説に賛するものであるが、両者の關係は親類・下人の独立ということの外に、脇在家の定着の時期、従つて庄田内の耕作地種の相違による區別もあると考へている。畿内莊園では、莊民に名主と間田百姓の區別があり、後者の中には間人と呼ばれる後來的な特殊農民がいて莊周辺部の惡田(間田)を開墾耕作し、河川・

用水の引灌権がなく、宮座にも出席出来ず、名主層から疎外されて名に上昇し得なかつた。諸富名の脇在家が山中にあつたらしいこと等から想像すれば、やはりこうした間人的農民もいたのではあるまいか。前述の底小野・一牟礼の場合、これらの屋敷(在家)が耕地を有しなかつたはずはない。何となれば、このような断崖上の孤立村に定住する以上、その定住そのものがある程度の生活可能の条件を具備するに至つたことを物語るからである。現在水田があり家屋も十數戸となつているが、恐らく当初は畠地のみであつたであろう。相模國早河井において「野畠八年來作之可_レ付_二屋敷_一」とされた如く、⁽⁹⁾ここでも野畠は屋敷に付けられたものと思われる。かうしたことは諸富名の場合もほぼ同様であつたであろう。ただし作畠分が何所として登録されているのは、屋敷に付けられる野畠ではなく、いわば本畠とも稱すべきものであつたらであると考えられる。

要するに従來問題とされた諸富名在家の半奴隸的性格は、在家が田地と結合して記されていないという点から論ずべきではなく、強いてそれを求めるならば、門田の比率が高く、諸富名主が土地経営から放れていない非御家人的古代的領主

ではないかと思われること、並びに門田以外の名田が公田雑免となつてゐること等から推論すべきであると思う。従つてこれによつて当時の在家一般の性格を論ずることは適當ではなく、個々の場合について名主の性格等をも考慮して、さらに具体的に検討することが必要であらう。脇在家については織内荘園の間田百姓的農民を含むと考え、中には後來的な間人的農民も存在したと推測するものである。

註(1)小畑に近い横手には、中世の萱嶋文書(大野郡の三代文書を含む)を所蔵する萱嶋氏がいる(大分県史料第十卷所収)。小畑の萱嶋氏がこれと同族であり中世以来ここに居住していたとすれば、在家の性格を考える上に興味があるが、その関係は明瞭でない。

(2)拙著畿内荘園の基礎構造、補論間田について。

(3)志賀文書建武五年十月十七日小田次郎入道道覚女子跡田屋敷等注文(編年大友史料二所収)。

(4)同曆応元年十一月五日豊後守護代沙弥寂本請文(同右)。

(5)地形図森図幅参照。両者ともに筆者出身地(玖珠郡玖珠町平川から玖珠川を沿うて日田に達する県道は、大正十三(一九二四)年頃開通したものである。今日でも底小野から県道に降りるに

は、断崖に架けた梯を用いる位不便な所である。

(6)大分県史料第十三卷所収魚返文書は、この魚返氏のものである。

(7)相良家文書一、八・九号寛元四年三月五日相良蓮仏長頼讓状(大日本古文書家わけ第五)。

(8)豊田武氏初期封建制下の農村―主として在家と名の重層的構造について―(日本社会史の研究所収)・惣領制覚書(一橋論叢三八の四)。

(9)山内首藤家文書三寛喜二年壬正月十四日山内重俊讓状(大日本古文書家わけ第十五)。

四 南北朝室町期の國東郷と大友田原氏

―結びにかえて―

諸富名の三分の一に当る山吹の諸富名は、鎌倉時代末期ごろ大友志賀氏の領有に歸したであらうと推測される以外、その後の動向は不明であり、領家松殿家の支配権の行方も全く知る所がない。南北朝期以後の國東郷には、大友田原氏が入部して在地領主と下地支配権を争い、それを拠点として半島の宇佐宮弥勒寺領にも勢力をのばし、領家や荘官と争つて地域的封建制を樹立しようと努めるようになる。恐らくこれ

以後、松殿家の支配権も有名無実と化したものであろう。

鶴応二（一三五二）年正月、田原貞広が勲功の賞として足利尊氏から国東郷地頭職（二階堂行珍跡）を宛行われて当郷内居塚城を拠点とすることは、同氏発展史上の一新時期を劃するばかりでなく、半島史上の劃期ともなった。翌月貞広はこれを嫡子徳増丸（氏能）に譲与しているが、国東郷内来浦・富来・小原・上諸吉以下の地頭職は、富来弥五郎忠茂が濫妨して去り渡さず⁽¹⁾、ここに鎌倉期以来の在地土豪との衝突が発生した。貞広の訴えによって、正平六（一三五二）年十月足利義詮は少輔太郎入道（一色道猷範氏）をして、下地を貞広代官重海に交付することを命じ、ついで道猷はこれを守護大友氏時に施行している。しかしこのことは実行されなかったものの如く、氏能の訴えにより、將軍義詮は重ねて大友氏時に、前記国東郷内の地及び玖珠郡山田・帆足・古後・飯田郷内森・岩室・戸幡・菫蒲迫・松行名等に対する富来木工助入道正寿（忠茂）・同子息兵庫允（忠孝）・戸次筑前弥三郎・帆足安芸権守道種等の濫妨を止め、下地を氏能に渡すことを命じている。⁽¹⁾

所がこれと全く矛盾して、これより先文和二（一三五三）

豊後国東郷と諸富名について

年十月には豊前国安心院公曇跡と国東郷来浦^{伊勢諸}地頭職は勲功の賞として沙弥某（一色道猷か）から富来木工助（正寿忠茂か）に宛行われている。⁽²⁾ 富来氏については前にふれたので重複を避けるが、弥五郎忠茂は延元元（一三三六）年足利尊氏の西走を迎えて以後軍忠を励み、忠孝に与えた尊氏自筆の八幡大菩薩の絹地の旗も現存する。⁽³⁾ 恐らくこうした関係から本領を去り渡すことを拒否し、將軍家の再度の敵命にもかかわらず、（一色道猷か？）は富来村を正寿（忠茂）に宛行わざるを得なかったものではあるまいか。

この争論は將軍家の威令の盛んであった南北期・室町初期にも解決出来ず、その知行宛行権は次第に守護大名から戦国大名に生長していく大友氏に帰するようになる。明徳三（一三九二）年には、田原氏が年来の愁訴として富来村の半分を拝領した所、富来正寿跡輩が一円領掌の御教書を拝領したため、田原親貞が愁訴した由を大友親世が奉行所に挙申している。⁽⁴⁾ 所が永享二（一四三〇）年になると、大友持直が富来浦・同加田久（及び深井・都甲庄内都甲四郎跡・豊前国鳥越半分・筑後国三池郡宮部村・肥後山本内式拾貫・天草内長嶋半分）を富来宝順の譲りによって富来彦三郎（直賢か）に安堵

している。⁽⁵⁾その後また大友親綱も、富来出雲入道に名字地当知行分を安堵している。⁽⁶⁾富来氏が本領(半分か)を持ち続けて来たことが判るが、すでにこの頃には来浦・上諸吉・小原等が見えないのは、田原氏の支配に属したことを示すもので、永享七(一四三五)年には田原親勝は来浦村内深見塩房跡を松成左馬助に宛行い、来浦政所にその打渡しを命じ、⁽⁷⁾享徳二(一四五三)年田原氏忠は国東郷内竹田津丹波守跡光次名を一族妙法寺十郎に預け、⁽⁸⁾のちに萱嶋氏等も田原氏の家臣としてあらわれる。⁽⁹⁾田原氏の封建領主制の進展を物語るものであるが、享祿五(一五三二)年には大友義鑑は富来民部少輔(守秀か)を国東郷半分代官職に任じ、⁽¹⁰⁾また戸次・齋藤・吉弘・岐部氏にも当郷内に知行を与えているので、⁽¹¹⁾大友惣領家に直屬する給人と知行地の相当に介在した事が判り、田原氏の一円知行は完全ではなかったことが知られる。

田原氏の所領はこの外に国内・国外に尨大であったが、何れも散在した地頭職で、鎌倉時代以来の在地領主の下からの反抗があり、それらの在地領主は戦国大名に成り上った惣領大友家と直接結んで家臣となったので、田原氏はこれら上下

の圧力にはさまれ、ついには自らも惣領家の家臣化せざるを得ないようになる。天文二十一(一五五二)年頃、大友義鎮が国東・安岐両郷政所職・武蔵郷余名十町・国東郷内欠所分十一町・同足田左衛門尉・富来彦三郎(鑑忠か)・上地分・筑後国秋月先給百町を田原次郎に与えたのは、⁽¹²⁾そうした結果であらうか。しかしこうした所領も、義鎮の権臣田原親賢(田原氏の庶家・武蔵田原)の陰謀によって奪われる等の事があり、天正八(一五八〇)年田原親賢が惣領家に反逆して殺され、義鎮の次子親家が入郷襲封して、実質的に国東郷は大友氏の領有となる。

以上田原氏の封建領主化の過程等については、さらに別途の総合的考察が必要であり、ここには国東郷を中心とした南北朝・室町期の領主層の動向を略述するに止めて結びに代える。

註(1)入江文書二卷三号田原氏所領国東郷文書案大分県史料第十卷。

(2)宮永氏影写文書二二号沙弥某地領職宛行状案(大分県史料第十卷)。

(3)国東町富来万弘寺及び竹田市城原区本田秀憲氏蔵(大分県史料第十三巻口絵写真)。忠孝は忠孝と訓んだものもある。富来氏系図の関係部分を抄出する(国東半島史)。

(九代) 永井雅楽頭 富来木工助 (十代) 千代王丸 兵庫九
忠茂 右馬允 正寿 雅楽佐 孝円
康応二十一卒 正長元七十一卒

(十一代) 彦三郎
直賢 寛正元十二卒

(十二代) 彦太郎 式部少輔
繁英 大和守 木工之助
初名頼英 永正三十一廿四卒

(十三代) 孫三郎 甲斐守
繁教 又号大和守
明応三九十六戦死

(十五代) 彦三郎 木工之助 民部少輔 (十六代) 源三郎 民部少輔
鑑秀 忠秀 山城守 初名職秀
享祿三九五卒

(十七代) 彦三郎 木工之助 民部少輔
鑑忠 初名秀忠
大永七六十二家督 天文三十一七卒
三河守 初名秀忠 天文四八十三家督

(十四代) 初名弁分彦三郎
鑑豊 富来大和守
永正六二八卒

(4) 入江文書第三卷十二号大友親世拳状案。

(5) 万弘寺藏富来文書第二卷七号大友持直安堵状案 (大分県史料第十卷)。

十卷)。

(6) 同第一卷二号大友親綱安堵状。

(7) 松成文書一七号田原親勝書下 (大分県史料第十卷)。

(8) 碩田叢史所收田原文書 (統編年大友史料四、一一九号)。

(9) 萱嶋文書二九号田原親重知行預ケ状 (同右)。

(10) 碩田叢史所收富来文書 (統編年大友史料七、三五七号)。

(11) 立花文書 (同上七、三三三―三五号)。 岐部文書二六号大友義鑑知行預ケ状 (大分県史料第十卷)。
(12) 小田原文書二号大友義鎮知行預ケ状 (同右)。

附記

本稿は、昭和卅三年度文部省科学研究所研究費交付金による「西国荘園の实地調査的研究―特に豊前・豊後を中心として―」の中間報告の一部であることを附記し、当局の恩恵を感謝する。
(大分大学教授)